

平成 9 年 12 月 17 日
警察本部訓令第 33 号
警 察 本 部 長

埼玉県警察事務決裁規程

(概要)

本訓令は、埼玉県警察における事務の決裁に関し、

- 決裁及び専決事項
- 決裁及び専決権者

等について定めている。